

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,446 単位)	×98/100	=1/100	=1/100	-62単位	事業所と同一建物の利用者を1月につき1名以上50人未満を1日につき3回以上行う場合	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)											
		要介護2 ( 9,726 単位)											-111単位										
		要介護3 ( 16,140 単位)												-184単位									
		要介護4 ( 20,417 単位)													-233単位								
		要介護5 ( 24,692 単位)														-281単位							
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 7,949 単位)															-91単位						
		要介護2 ( 12,618 単位)																-141単位					
		要介護3 ( 18,949 単位)																	-216単位				
		要介護4 ( 23,389 単位)																		-266単位			
		要介護5 ( 28,298 単位)																			-322単位		
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,446 単位)	-62単位	事業所と同一建物の利用者を1月につき1名以上50人未満を1日につき3回以上行う場合	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)															
	要介護2 ( 9,726 単位)								-111単位														
	要介護3 ( 16,140 単位)									-184単位													
	要介護4 ( 20,417 単位)										-233単位												
	要介護5 ( 24,692 単位)											-281単位											
基本費用加算サービス費													=1/100	=1/100	事業所と同一建物の利用者を1月につき1名以上50人未満を1日につき3回以上行う場合	+15/100	+10/100					+5/100	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)
(1月につき 989単位)																							
定期巡回サービス費																							
(1月につき 372単位)																							
随時訪問サービス費(Ⅰ)																							
(1月につき 567単位)																							
随時訪問サービス費(Ⅱ)																							
(1月につき 764単位)																							
ハ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位)																					
ニ 遠隔時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能(イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1月につき +600単位)																					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)																					
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																					
チ 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位) (2) ハを算定する場合(基本費用加算サービス費を除く) (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +3単位) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +4単位)																					
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1月につき +50単位(1月に1回を算定))																					
ヌ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位) (2) ハを算定する場合(基本費用加算サービス費を除く) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +22単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +18単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +6単位)																					
シ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×55/1000)																					
ツ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×63/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×42/1000)																					
テ 介護職員等ベースアップ等 支援加算		(1月につき +所定単位数×24/1000)																					

注：「特別地域密着型巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度管理の対象外の算定項目。「事業所と同一建物の利用者を1日以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入。

※ 業務委託事業の委託期間については各都道府県(24日)以内を算定する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年3月31日算定可能。

単位	1	10	100	1000
記号		○	○○	○○○
算定	単位数	単位数×10	単位数×100	単位数×1000
算定	単位数	単位数×100	単位数×1000	単位数×10000
算定	単位数	単位数×1000	単位数×10000	単位数×100000

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報対 応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,702単位)				事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)							
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			介護者が支払定員を超える場合	介護者の員数が基準に満たない場合	身体障害者福祉法による介護費	障害者福祉法による介護費	高齢者福祉法による介護費	過少サービスに対する減額	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1 ( 16,650 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100			+5/100
		要介護2 ( 15,270 単位)									
		要介護3 ( 13,890 単位)									
		要介護4 ( 12,510 単位)									
		要介護5 ( 11,130 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 16,650 単位)									
		要介護2 ( 15,270 単位)									
		要介護3 ( 13,890 単位)									
		要介護4 ( 12,510 単位)									
		要介護5 ( 11,130 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 57.0 単位)										
	要介護2 ( 51.0 単位)										
	要介護3 ( 45.0 単位)										
	要介護4 ( 39.0 単位)										
	要介護5 ( 33.0 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			① 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) ② 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算) ③ 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 700単位を加算) ④ 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 300単位を加算)								
ホ 認知症行動・心健状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))											
ヘ 若年性認知症利用支援人員加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)								
チ 認知症連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)								
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			① 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算) ② 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 300単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
ロ 日課+楽楽スクーリング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ウ 生産性向上推進体制加算			① 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) ② 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)								
エ サービス提供体制強化加算			(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 700単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 20単位を加算)								
セ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			(1月につき +所定単位数×102/1000)								
セ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			(1月につき +所定単位数×74/1000)								
セ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			(1月につき +所定単位数×41/1000)								
シ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			(1月につき +所定単位数×15/1000)								
シ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			(1月につき +所定単位数×12/1000)								
シ 介護職員等ベースアップ等支給加算			(1月につき +所定単位数×17/1000)								
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、過剰支給を防止するための抑制のための抑制の措置及び注連発に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和6年5月31日まで算入可。 ※ 小規模多機能型居宅介護費、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和6年5月31日まで算入可。											

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 125 ) 単位	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	=1/100	=8/100	3ユニットで成 績を行う際の 人数を2人 以上とする場 合	前期実稼働制 加算(Ⅰ)	前期実稼働制 加算(Ⅱ)	認知症対応 型共同生活 介護加算	5年連続認知 症対応型加 算
		要介護2 ( 120 ) 単位											
		要介護3 ( 115 ) 単位											
		要介護4 ( 110 ) 単位											
		要介護5 ( 105 ) 単位											
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 130 ) 単位											
		要介護2 ( 125 ) 単位											
		要介護3 ( 120 ) 単位											
		要介護4 ( 115 ) 単位											
		要介護5 ( 110 ) 単位											
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 125 ) 単位	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	=1/100	=8/100	3ユニットで成 績を行う際の 人数を2人 以上とする場 合	前期実稼働制 加算(Ⅰ)	前期実稼働制 加算(Ⅱ)	認知症対応 型共同生活 介護加算	5年連続認知 症対応型加 算
		要介護2 ( 120 ) 単位											
		要介護3 ( 115 ) 単位											
		要介護4 ( 110 ) 単位											
		要介護5 ( 105 ) 単位											
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 130 ) 単位											
		要介護2 ( 125 ) 単位											
		要介護3 ( 120 ) 単位											
		要介護4 ( 115 ) 単位											
		要介護5 ( 110 ) 単位											
注 入院特異費													
注 要介護加算 (イを算定する場合のみ算定)													
注 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)													
注 加算の特典加算 (イを算定する場合のみ算定)													
注 医療連携体制加算													
注 高齢者世帯加算													
注 認知症専門ケア加算													
注 認知症チームケア推進加算													
注 生活機能向上連携加算													
注 栄養管理体加算													
注 認知症管理体加算													
注 認知症スクリーニング加算													
注 科学的介護推進加算													
注 高齢者施設等施設整備加算													
注 高齢者施設等施設整備加算													
注 高齢者施設等施設整備加算													
注 サービス提供体制強化加算													
注 サービス提供体制強化加算													
注 サービス提供体制強化加算													
注 介護職員処遇改善加算													
注 介護職員処遇改善加算													
注 介護職員等特定処遇改善加算													
注 介護職員等特定処遇改善加算													

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分被保険者基準額に含まれる。  
 ※ 身体障害者手帳の取得等については、05年度より算定する場合は、令和7年3月31日以前に算定する。  
 ※ 業務継続計画(BCP)策定については、関係府の支援を受け、関係府の支援を受ける事業者が加算の対象となる。加算の対象となる事業者は、令和7年3月31日までの期間限定である。  
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の介護職員等(チームケア)支給対象については、令和7年3月31日以前に算定する。

基本部分	介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設		介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設 介護小規模施設	
1 地域包括ケア施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (1,000 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,000 単位) 要介護5 (1,000 単位)	775/100	1,000	1,000	1日につき +10単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位 (1日につき +10単位) 1日につき +10単位 (1日につき +10単位) 1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位
2 居宅利用型地域包括ケア施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (1,000 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,000 単位) 要介護5 (1,000 単位)																	
④ 施設利用型地域包括ケア施設入居者生活介護費(1日につき)																		
1) 要介護1未満の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
2) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
3) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
4) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
5) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
6) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
7) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
8) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
9) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
10) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
11) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
12) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
13) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
14) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
15) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
16) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
17) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
18) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
19) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		
20) 要介護1以上の要介護者に対する介護費(1日につき)																		

⑤ 施設利用型地域包括ケア施設入居者生活介護費は、25分未満介護時間(介護費)は、

1) 介護時間25分未満の介護費は、介護時間25分未満の介護費(1日につき)に介護時間25分未満の介護費(1日につき)を乗じて算出する。

2) 介護時間25分以上の介護費は、介護時間25分以上の介護費(1日につき)に介護時間25分以上の介護費(1日につき)を乗じて算出する。

3) 介護時間25分以上の介護費は、介護時間25分以上の介護費(1日につき)に介護時間25分以上の介護費(1日につき)を乗じて算出する。



7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
生活介護	(1) 生活介護(介護老人福祉施設)	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100
		1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200
1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300		

※ 介護報酬は、介護報酬改定(令和4年4月1日)に基づき算出されています。介護報酬改定(令和4年4月1日)に基づき算出されています。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		施設人数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	居住者の世帯主が要介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者	要介護者は付帯介護者
イ 車道小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (1,225円/単位)	要介護2 (1,225円/単位)	要介護3 (1,225円/単位)	要介護4 (1,225円/単位)	要介護5 (1,225円/単位)	要介護6 (1,225円/単位)	要介護7 (1,225円/単位)	要介護8 (1,225円/単位)	要介護9 (1,225円/単位)	要介護10 (1,225円/単位)	要介護11 (1,225円/単位)	要介護12 (1,225円/単位)
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (1,225円/単位)	要介護2 (1,225円/単位)	要介護3 (1,225円/単位)	要介護4 (1,225円/単位)	要介護5 (1,225円/単位)	要介護6 (1,225円/単位)	要介護7 (1,225円/単位)	要介護8 (1,225円/単位)	要介護9 (1,225円/単位)	要介護10 (1,225円/単位)	要介護11 (1,225円/単位)	要介護12 (1,225円/単位)
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (1,225円/単位)	要介護2 (1,225円/単位)	要介護3 (1,225円/単位)	要介護4 (1,225円/単位)	要介護5 (1,225円/単位)	要介護6 (1,225円/単位)	要介護7 (1,225円/単位)	要介護8 (1,225円/単位)	要介護9 (1,225円/単位)	要介護10 (1,225円/単位)	要介護11 (1,225円/単位)	要介護12 (1,225円/単位)
ハ 加算加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ホ 認知症行動・心健診状態評価加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))												
ヘ 認知症行動・心健診状態評価加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)												
ト 介護アシスト加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 60単位を加算)												
チ 乗車送迎加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))												
リ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(1) (1回につき 20単位を1回(1月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(2) (1回につき 60単位を1回(1月に1回を限度))												
ヌ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(1) (1回につき +150単位(1月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(2) (1回につき +180単位(1月2回を限度))												
ル 高齢者長期療養加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 800単位を加算)												
ロ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(1) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(2) (1月につき 250単位を加算)												
リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(1) (1月につき 2,000単位を加算)												
ロ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000単位を加算)												
リ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(1) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(2) (1月につき 2,500単位を加算)												
ロ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)												
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(1) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(2) (1月につき 800単位を加算)												
ロ 看護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(1) (1月につき 30単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(2) (1月につき 130単位を加算)												
リ 居宅介護支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 居宅介護支援加算(1) (1月につき 100単位を加算) (2) 居宅介護支援加算(2) (1月につき 150単位を加算) (3) 居宅介護支援加算(3) (1月につき 200単位を加算)												
ロ 居宅介護支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 400単位を加算)												
リ 介護職員等特定処遇改善加算(1) (イを算定している場合)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 750単位を加算) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき 600単位を加算) (3) 介護職員等特定処遇改善加算(3) (1月につき 350単位を加算)												
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(1) (イを算定していない場合)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 250単位を加算) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき 200単位を加算) (3) 介護職員等特定処遇改善加算(3) (1月につき 120単位を加算)												
リ 介護職員等特定処遇改善加算(1) (イを算定している場合)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 102/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき 74/1000) (3) 介護職員等特定処遇改善加算(3) (1月につき 41/1000)												
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(1) (イを算定していない場合)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき 12/1000)												
リ 介護職員等特定処遇改善加算(1) (イを算定している場合)	(1月につき 17/1000)												
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(1) (イを算定していない場合)													

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の限、(1)の単位数を算入  
 ※ 特別管理加算については令和7年4月1日から算出する。  
 ※ 看護体制強化加算(1)については、令和7年4月1日から算出する。  
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)については、令和7年4月1日から算出する。  
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(2)については、令和7年4月1日から算出する。  
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(3)については、令和7年4月1日から算出する。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			登録資格が登録定員を超える場合又は	従業員が基礎に満たない場合	身体能力が低下している場合	高齢者の生活が困難な状態にある場合	認知症等により生活が困難な状態にある場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護費加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100			
		要支援2 ( 8,872 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 824 単位)									
		要支援2 ( 534 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算									
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)									
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
五 生活向上支援体制加算	(1)生活向上支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2)生活向上支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
五 サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 250単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)									
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算)										
六 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)									
七 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)									
八 介護職員等ベースアップ等 支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)									

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給源履歴管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束禁止未定率減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務経費計画未定率減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの限適用しない

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 251 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	=10/100	=1/100	=3/100	3ユニットで夜勤を行う職員の数に2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理状態緊急対応加算	老年性認知症利用者突入加算	
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 249 単位)								1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日超過超過)
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 259 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	=10/100	=1/100	=3/100	3ユニットで夜勤を行う職員の数に2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理状態緊急対応加算	老年性認知症利用者突入加算	
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 257 単位)								1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日超過超過)
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定												
Ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を算定)												
Ⅱ 退院準備加算 (イを算定する場合のみ算定)		(250単位を算定)												
Ⅲ 退院時相談加算 (イを算定する場合のみ算定)		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
△ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
▲ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 150単位を加算)											
		(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)											
上 生活機能向上支援加算		(1) 生活機能向上支援加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
		(2) 生活機能向上支援加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
下 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)												
注		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を1回以上行っている場合												
Ⅳ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
Ⅴ 科学的介護実践体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)												
Ⅵ 高齢者施設等委託事業の上加算		(1) 高齢者施設等委託事業(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)											
		(2) 高齢者施設等委託事業(Ⅱ)	(1日につき 5単位を加算)											
Ⅶ 認知症対応型施設費		(1月につき1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)												
Ⅷ 生活機能向上支援体制加算		(1) 生活機能向上支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)											
		(2) 生活機能向上支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき 10単位を加算)											
Ⅷ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
Ⅸ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×111/1000)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×81/1000)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×45/1000)											
Ⅹ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×31/1000)											
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×23/1000)											
Ⅺ 介護職員等ベースアップ等支給加算		(1月につき +所定単位数×23/1000)												

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体障害者福祉法第23条第2項第1号イに規定する介護職員は、前記「1月につき100単位」から算定する。  
 ※ 高齢者施設等委託事業については、委託先の内容及び介護職員の配置及び事業の実施に関する契約上の要件をすべて具備している場合は、令和7年5月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和7年5月31日まで算定可能。